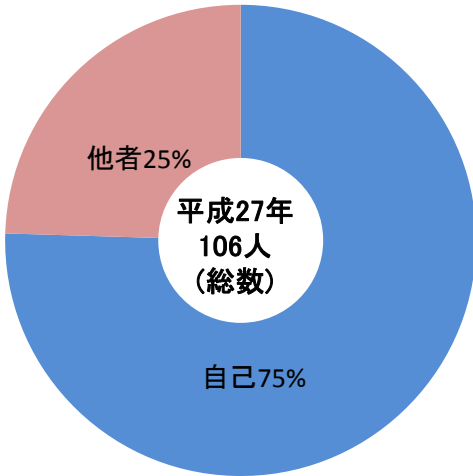


# 自転車の労働災害を防止しよう!

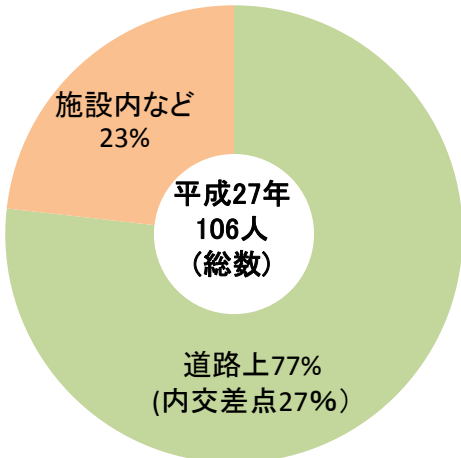
## 自転車での転倒、交通事故の災害防止対策を進めましょう

### 原因別災害発生状況



自己: 事故の原因が、操作ミスで転倒した等もっぱら自己によるもの  
 他者: 事故の原因に他者かかわるもの(接触した、激突されなど)

### 発生場所別災害発生状況



平成27年の大阪府内の休業4日以上の労働災害は、8,041人で、そのうち自転車が起因物での災害が106人となっています。

自転車は、宅配、介護及び各種営業活動等あらゆる業種で便利な移動手段として、また健康志向の高まり等で利用する頻度が高まっています。



しかしながら自転車は、便利である反面、運転資格が不要で誰でも容易に使用できることもあって、労働災害が多く発生しています。道路走行中だけでなく荷の積載時の転倒事故等も多く発生しています。

また、歩道を通行する人に衝突するなど、第三者に重大な被害をもたらすことがあります。

このため、仕事で労働者に自転車を使用させる際は、交通法規を遵守し、他者にも十分配慮して、無理のない走行計画を作成するなど管理面での対応が必要です。

**自転車による事故を防止するため、労使双方で対策を考え、実行しましょう。**

### 自転車での災害事例(平成27年)

| 番号 | 発生日 | 業種      | 事故の型 | 性別 | 年齢  | 職種  | 経験  | 傷病の程度<br>休業日数 | 発生状況  |
|----|-----|---------|------|----|-----|-----|-----|---------------|---|
| 1  | 2月  | 新聞販売業   | 交通事故 | 男  | 30代 | 配達員 | 10年 | 足骨折<br>3月     | 配達のため自転車で道路を走行中、歩道から出てきた歩行者を避けようとしたところ、バランスを崩し転倒した。         |
| 2  | 3月  | 通信業     | 激突され | 男  | 60代 | 配達員 | 3年  | 胴体打撲<br>3週    | 小包配達のため道路を歩行中、道路の右方向から走行してきた自転車と接触した。                       |
| 3  | 4月  | 社会福祉施設業 | 交通事故 | 女  | 30代 | 介護員 | 8年  | 腕骨折<br>1.5月   | 業務を終了し、帰社の途中、自転車で交差点を右折しようとしたところ、雨でタイヤがスリップし転倒した。           |
| 4  | 7月  | 新聞販売業   | 転倒   | 男  | 70代 | 配達員 | 45年 | 胸部骨折<br>3月    | 配達のため、自転車を路上で停車中前かごの荷が荷崩れを起こし、バランスを崩して、転倒した。                |
| 5  | 11月 | 社会福祉施設業 | 転倒   | 女  | 40代 | 介護員 | 4年  | 肘骨折<br>3月     | 業務を終了し、帰社の途中、歩道を走行中、歩行者を避けようとして車道に降りようとしたところ、バランスを崩して、転倒した。 |

## 管理面のポイント

### (1) 適正な労働時間等の管理、走行管理の実行

- ① 長距離の運転を避け、休憩時間に配慮した走行計画を作成し、労働時間などを管理する。
- ② ヘルメット、プロテクター及び蛍光衣服などの保護具を人数分確保し、使用させる。

### (2) 睡眠状況、疲労、飲酒及び保護具などの乗務前点呼

始業前、または乗務前に点呼を行い、飲酒、疲労の状態等を確認し、体調不良などが認められた場合は、自転車は使用せず他の交通機関を利用させるなど適切な措置を行う。



### (3) 運転者などに安全運転のための教育

- ① 交通法規の遵守、体調の維持に関する事項など安全に走行するために必要とされる事項について教育する。
- ② イラストシートなどを用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危険予知訓練(KYT)を行う。
- ③ 道路事情、事故発生場所等を記載した交通安全マップ<sup>6</sup>を作成し、労働者に周知する。

### (4) 点検の実施

自転車は、常に正常に走行できるよう次を参考に点検を実施する。

**始業前** サドルの位置、ブレーキの状態、ハンドルの操作性、タイヤの亀裂などの項目

**定期(6月に1回程度)**

上記の項目以外に各自転車の部品のねじの結束状態、チェーン、ワイヤー、ブレーキのゴム等の摩耗等の点検を行い、不具合が見つかれば修理、交換を行う。(点検項目は各自転車の取扱説明書等を参考にしてください。)

## 自転車の安全運転転倒災害防止のポイント

自転車の事故防止は、運転者自身の安全運転の心がけも大切で、次を参考に対策を講じてください。

- ① 交通法規を遵守し、また標識の表示に従って走行する。
- ② 走行は、原則車道、歩道は例外、車道の左端を走行する。自転車道がある道路は、その部分を走行する。
- ③ 例外的に歩道を走行する場合は、車道よりも徐行して、歩行者の通行の障害にならないよう走行する。
- ④ 車道の走行は、他の四輪車から死角になりやすいので、車両に認識できる位置で走行する。
- ⑤ 交差点を直進するときには、左折、右折の車両がある場合は、先に相手を通させた後に走行する。
- ⑥ 左折は、車道の左端にそって、右折は車道の左端にそって、交差点の内周を外大周りで徐行して曲がる。
- ⑦ 自転車は運転姿勢が前傾のため、四輪車と比べ視野の確保が十分でない場合が多く、また、走行時の視界が路面のみになっていることがあるので、視野を確保して周囲の交通状況に気を配りながら走行する。
- ⑧ わずかのカーブも減速し、また、転倒防止のため、急ブレーキを避けるなど常に余裕を持った運転をする。
- ⑨ 停車する場合は、後続車両及び通行人などの位置を確認し、後続車両などの障害にならないような場所で行う。
- ⑩ 雨天時は、傘の使用は禁止、路面上またはマンホールの蓋などでのスリップによる転倒を防止するため、徐行し、視野を十分に確保して走行する。雪道も同様な運転をする。
- ⑪ 運転時は、ヘルメットを着用することが望ましい、また腹部、胸部を保護するためプロテクターの着用も有効である。
- ⑫ 夕方など薄暮走行時は、早めにライトを点灯し、自分の車両の存在を他者に知らせる、また視認性の確保のため蛍光ベストなどを着用する。

## 転倒災害防止のポイント

- ① 荷の積載作業は、荷の形状、重量等を検討して積載の方法を決定する。
- ② 荷の積載作業は、床面に凸凹がない平坦な場所で行い、偏荷重にならないよう積載する。
- ③ 一人で、自転車のスタンドを上げることができない、または、走行中ハンドルが取られてしまうなど過重に荷を積載しないこと。また、積載時は転倒防止のため、スタンドを固定する器具等を使用する。
- ④ 荷の結束は、堅固なロープ等で行い、作業前に、ロープを点検し、異常があった場合は、ロープを交換して行う。
- ⑤ 重量物、またはかさ高い荷の積載作業では、転倒防止のため補助員を配置することが望ましい。
- ⑥ 荷の積載作業の作業マニュアルを作成し、関係する労働者に周知し、安全に作業する方法等を教育する。